

[事案 2024-162] 保険料返還請求

・令和 7 年 3 月 26 日 裁定終了

<事案の概要>

保険料の返還を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主な主張>

平成 4 年 7 月に契約した定期保険特約付終身保険について、平成 21 年 3 月に所属団体変更に伴い、ボーナス支給月および保険料の払込期日が 7 月（7 月から 12 月分）から 6 月払い（6 月から 11 月分）に変更され、従来の払込期月から 1 か月ずれたことにより、5 か月分の保険料の支払いが発生したため、7 月分から 11 月分の保険料を支払った。その後、令和 6 年 4 月、再び所属団体に変更となったが、同団体はボーナス払いを取り扱っていないことから、保険料の支払いは団体扱月払から、個人扱送金年払に変更されたが、旧来の団体扱ボーナス払では、同年 5 月分までの保険料しか支払われていない状況で、本契約の保険料の送金年払が令和 6 年 7 月から始まった。保険会社から、令和 6 年 6 月分の保険料が支払われない場合、本契約が失効となる可能性がある旨の説明を受け、同月分の保険料（調整保険料）を支払ったが、調整保険料は自分が支払う必要のない金員であったため、調整保険料相当額について法定利息をつけて返還してほしい。

<保険会社の主な主張>

以下等の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

- (1) 本契約の約款上、団体月払（ボーナス払も含む）の取扱いを個人扱の年払に変更する場合には、団体月払（ボーナス払も含む）による払込終了後、年払による保険料払込みが始まるため、契約応当日までの保険料を一括して支払う必要がある。
- (2) 本契約においては、令和 6 年 5 月分までの保険料が団体扱ボーナス払によって払い込まれ、同年 7 月の契約応当日から年払による保険料の払込みが始まるため、その間の同年 6 月分の保険料を支払う必要がある。当社は、約款の規定にもとづき、保険料の払込みを受けており、これを返還する理由はない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづき審理を行った。なお、申立人が希望しなかったため、事情聴取は行わなかった。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の請求は認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。